

令和4年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 月光原小学校内学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援の内容に係る事項を理解し、自施設の特性を活かした工夫を行う。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	放課後児童支援員研修の修了者が在籍し内容を理解している。未受講者については、施設内での研修・情報共有にて趣旨を伝え、理解してもらっている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○保護者の就労支援を重点に置き、施設内で共有を行い、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、保護者も安心して就労できる環境作りに取り組む。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○保護者とは個人面談や日々の連絡帳、電話等で子どもについて情報交換を行い、子どもの健全な育成ができるように連携を図っている。学校の先生や目黒本町学童保育クラブ等他施設においても、気になる子どもについての情報交換を行い対応している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○放課後の時間、就労家庭の代替としての役割、安全や帰宅時間を守り、児童が安心して過ごせる時間を保証することを重点に置き、職員全体に研修や会議を利用し周知している。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○就労等家庭児童の放課後安心して過ごせる居場所としての役割を担い、且つ家庭や学校以外の居場所として、児童が自己を自由に表現する事を保証する場所と理解している。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○日々の保育の中で起きたことを保育時間終了後に毎日職員ミーティングで共有し、児童一人一人の性格や特性、個性への理解を深めた上で必要な支援方法の向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情については、支援員間の情報共有および報連相を徹底し、一人でも対応せず、施設全体として迅速にかつ誠実に対応できるようにしている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○保護者からの要望や子どもへの対応方法、子どもが楽しく過ごせる環境づくりについて、日々のミーティング等で協議しながら事業内容の向上に努めている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	学童期の児童の言葉の理解度、コミュニケーション能力等を活動の中で読み取り、発達段階に合わせた保育支援の方法を職員、保護者とも相談し確認している。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○子どもの状況や育成支援について、保護者や学校と共有し様々な検討を行い、充実、改善に努めている。また、日々の活動については毎月のお便り等で情報発信している。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○子ども達が学童保育での生活を主体的に過ごせるように自立を促し、基本的な生活習慣等を習得できるように支援し、意識の共有を支援員間で行っている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○令和4年度は該当児童は0名であるが、障害のある子どもの受け入れについて、子どもや保護者との面談および、関係機関と打ち合わせを行い、適切な配慮ができるように準備を整えている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○障害のある子どもの事例検討などを通して、理解に努め、子どもの特性を把握し、それぞれに対応できるように準備や支援を行っている。また、自治体を通して専門機関に相談するよう取り決めている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○児童虐待の早期発見の努力義務については、早期発見ができる立場であることを全支援員が理解し、独自の判断ではなく、慎重に判断し対応していく手順を確認している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○特別の支援を必要とする子どもへの対応については、保護者自身も悩んでいることも考慮し保護者の悩みに寄り添いつつ、子どもへの対応を学校や関係機関と話し合いながら行っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○個人情報については、細心の注意を払って扱い、子どもの話をする際にも周りの環境に気を付けて行うようにしている。また、定期的に支援員の守秘義務についても意識できるように施設内で確認を行っている。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○連絡帳で必ず日々の児童の様子をお伝えし、保護者からは休みの連絡や家庭での様子などをお知らせいただいたり、子どもについての情報共有を心がけている。その他にも、毎月のお便り、見守りメール、電話や口頭での情報伝達を行っている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○保護者とは、お迎えに来た時にその日の出来事をお伝えし、話しやすい雰囲気で行っている。また、問い合わせや子どもについて相談があった際には、子どもからも話を聞き、誠実かつ丁寧な対応をし納得していただけるようにしている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○学童交流会等、保護者参加型行事を目黒本町学童と合同で企画し、放課後児童クラブの活動をお便りや連絡帳を通じて保護者に理解していただけるようにしている。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	年間の育成支援の目標や計画を作成し、その中で、子どもの発達段階に合う指導を展開できるようにしている。また、日々の記録や情報共有を行い、時期に合った成長が見込めるように育成支援を行っている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	その日の運営に関わる調整は事前に学校や関係機関と行い、環境面の管理もやっている。また、その日毎の業務日誌や会議や運営の記録をその都度行い、引継ぎ等が円滑にできるようにしている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校の先生方とは、子どもの様子を伝えたり、学校での様子を伺ったり、どのような育成支援を行っているかなどについて情報共有を行っている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	子どもや家庭に関する情報について、お互いに知らないことについては開示せず、育成支援に必要なことのみ話をするようにしている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	コロナ禍の為、子ども同士の交流はできていないが、併設子ども園とは日々の保育時に場所の兼ね合いなども含め、連携を行っている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	△	地域の児童館や他の学童保育クラブ、あそび塾等と連携し、子どもの安全を確保できるように努めている。また、近隣児童館を活用し、子どもの活動と交流の場を広げている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	学校施設を使わせていただいているので、使用教室の使い方等について事前に打ち合わせを行い、学校や関係者の協力が得られるようにしている。また、ランランひろばとも連携を行い、他学年との交流や広く施設利用をする上でのルールを検討し留意している。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	タイムシェアの育成室が使用不可の日については近隣の児童館にお願いし、連携して育成室を確保し、育成を行っている。

III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
17 衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○	子どもたちには手洗い・消毒を必ず行うように指導し、時間毎の消毒、換気等日常の衛生管理に努めている。また、衛生管理を徹底し、食中毒発生の防止を行っている。新型コロナウイルス感染症に対する対応については、ガイドラインに従って対応している。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	事故やケガの防止のために職員配置を見ていなかった事のないように徹底し、子どもの育成時の危険な行動については声掛けなどを徹底し未然に防ぐように努めている。また、ケガや事故が起きた際には、指示系統を明確にしており、関係各所への連絡、迅速な対応を行い、発生要因を協議し再発防止に努めている。
	(3)防災及び防犯対策	○	避難訓練を毎月火事・地震・不審者・アラートの中から一つを選んで実践し、児童が迅速な行動をとれるようにしている。また、指導員の対応については、毎日育成前に確認し、役割毎の行動の書かれたタグを職員証に付け、緊急時に備えている。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	来所および帰宅時に安全に往来できるように子どもたちに話をしたり、危険な行動についてはその場で指導を行う。一人帰り時の見送りの場合、最初の十字路を過ぎるまでは見送る事を徹底している。

IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
18 施設及び設備	(1)施設	△	学校とのタイムシェア方式の為、占有区画は事務室(静養室)しかないが、家庭科室やコンピューター室をお借りし、レイアウト等の工夫をして保育を行っている。
	(2)設備、備品等	○	人数分のロッカーや下駄箱は用意があり、必要なものは揃っている。また、遊びを豊かにする備品についても十分に準備が出来ている。
19 職員体制	(1)職員配置	○	通常の育成においては支援員を4名配置している。
	(2)育成支援の実施	○	支援の単位ごとに育成支援を行っている。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	放課後児童支援員が長期的に安定した形態で雇用している。
	(4)勤務時間	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○	開所時間は、8:00~19:00とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23 運営主体	(1)運営主体の要件	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。
24	労働環境整備	○	運営主体である株式会社セリオは放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。
25 適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○	放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。
	(2)情報公開	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。